

平成22年12月22日

豊能町

町長 池田 勇夫 様

とよの町民会議

代表 新原 章弘

光風台1丁目13-5

「パブリック・コメント制度」の適切な運用のお願いについて

謹 啓

師走の候、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、表題の件につきましては、先日、「巡回バスの見直し案」についてのパブリック・コメントに対する私達の意見書を提出いたしましたので、ご検討の上ご回答をお願い申し上げます。

一方、12月議会において高尾議員の質問に対する行政側の答弁で、「巡回バスの社会実験計画は交通特別委員会審議にて既に決定していることであり、関係先とも話し合いのうえ進めていることなので現在提示の案の変更はない。

パブリック・コメントの意見については、社会実験経過後その成果の検討と併せて参考にする」旨の発言がありました。

これは、パブリック・コメント実施要綱の手続きに違背していると思います。

実施要綱の定めにしたがって誠実に実施して戴きたいと思います。

以下にその詳細を記載いたしますので、公開の場で説明戴くようお願い申し上げます。

記

1. 豊能町の実施要綱には次のような定めがあります。

「定 義」

「町の基本的な計画や条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を公表し、町民等からその政策に対する意見及び情報の提供を受け、その寄せられた意見等に対して町の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し、実施機関の意思決定を行う一連の手続き」と定義しています。

◎ これに従って、提出された多くの住民の意見に対する町の考え方を公表し、意思決定をするまでは、関係官署に対する手続きをしないで下さい。

2. 巡回バスの見直しは私達住民の足を奪うものであり、多くの住民が強い関心を持っております。

◎ 住民の意見等に対する町の考え方の公表は、従来のような方法ではなく、公開の場で説明して下さい。

そこでは、従来のように町の都合に良いものだけでなく、全ての意見・質問に対する説明をお願いします。

◎ 議会の「交通特別委員会」で既に方針が決定されているようですので、この公開説明会の場に同委員会のメンバーの同席をお願いして下さい。

3. 地域公共交通会議の答申について

◎ 「地域公共交通会議」の答申が出されているのであれば、その答申の説明会の開催をお願いします。

特に、大量のアンケート調査を実施しているにも関わらず、その殆どを無視しているようですが、公共交通機関・特に公営バスの運行の必要性和責務等の立場からの説明を求めたいと思います。

謹 白